

Sample

オンライン診療の現状

2020年7月号
《23分》

※本文中に記載のない限り、2020年6月1日時点の情報に基づいて作成しています。
なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

今回の内容

Sample

1. 医療機関

- ・オンライン診療とは
- ・オンライン診療の目的と対応
- ・オンライン診療開始までの基本的な流れ
- ・通信環境の整備
- ・オンライン診療の実施①、②
- ・オンライン診療の原則と例外
- ・＜外来＞ガイドラインと診療報酬要件の比較
- ・診療報酬上の主な要件①～③
- ・＜在宅＞ガイドラインと診療報酬要件の比較



2. 薬局

- ・オンライン服薬指導解禁の経緯と留意点
- ・オンライン服薬指導開始までの基本的な流れ
- ・ガイドラインと調剤報酬要件の比較

3. 新型コロナ 特例対応

- ・医療機関への対応
- ・薬局への対応
- ・診療報酬要件と特例対応の比較

4. その他

- ・オンライン診療のメリットと課題

はじめに、医療機関におけるオンライン診療について説明します。

【1.医療機関】オンライン診療とは

遠隔医療：情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為

オンライン診療

- ・医師—患者
- ・リアルタイムの診療行為
- ・医学的判断を含む



・診察等
・処方等



ガイドラインで規定



オンライン受診勧奨

- ・医師—患者
- ・医学的判断を含む



・診察等
・受診勧奨



遠隔健康医療相談

- ・医師（医師以外も可）—相談者
- ・一般的な医療情報の提供・受診勧奨



情報提供
等



株式会社メディカル・リード

4

オンライン診療については、厚生労働省によりガイドラインが策定されています。

情報通信機器を用いた診療は遠隔診療やオンライン診療といった複数の呼び方がありますが、ガイドラインでは次のように定義付けられています。

◆遠隔医療

情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為で、医療行為全般に加え、医療相談も対象としています。

具体的には下記の行為を指します。

①オンライン診療

医師の患者さんに対するリアルタイムの診療（医師—患者間）

②オンライン受診勧奨

医師の患者さんに対するリアルタイムの医療機関への受診勧奨（医師—患者間）

③遠隔健康医療相談

医師や医師以外の者による、相談者への具体的判断を伴わない医学的助言等（医師等—相談者間）

◆ガイドラインの対象

上記のうち、①オンライン診療、②オンライン受診勧奨（一部）の内容を規定したものとなっています。

【1.医療機関】オンライン診療の目的と対応

オンライン診療の目的

- ① 医療の質のさらなる向上
- ② 医療を受ける機会の増加
- ③ 治療効果の最大化



医師に求められる対応

- ① 情報セキュリティ対策
- ② 病状急変等の緊急時の体制確保
- ③ 厚労省が定める研修の受講
- ④ 患者さん・家族等に対する事前説明
- ⑤ 患者さんの希望に基づく実施の徹底
(医師都合による実施の禁止)
- ⑥ 治療成績等の有効性に関する定期的な評価

Sample



オンライン診療の目的と実施に伴う医師の対応については、次のように規定されています。

◆オンライン診療の目的

オンライン診療であっても、医療を受ける者の利益保護や良質・適切な医療の提供、国民の健康保持への寄与という、医療法で定められた基本理念に沿うことが前提であることから、下記を目的として実施するものとされています。

- ① 医療の質のさらなる向上
- ② 医療を受ける機会の増加
- ③ 治療効果の最大化

◆医師に求められる対応

医師の対応として、下記が規定されています。

- ① 情報セキュリティ対策
- ② 病状急変等の緊急時の体制確保
- ③ 厚労省が定める研修の受講*
- ④ 患者さん・家族等に対する事前説明
- ⑤ 患者さんの希望に基づく実施の徹底（研究目的等、医師都合による実施の禁止）
- ⑥ 治療成績等の有効性に関する定期的な評価

* 2020年4月以前にオンライン診療を実施している医師は、2020年10月までに受講することとされています。

【1.医療機関】オンライン診療開始までの基本的な流れ

①初診

原則、対面診療

オンライン診療を行うには医師と患者さんの直接的な信頼関係が不可欠



②事前説明・合意取得

対面診療の必要性や診療の都度の可否判断について説明し、説明内容や映像・音声の保存等について合意を取得



③診療計画作成

②の合意内容を含めて作成

Sample



④オンライン診療開始

対面診療を組み合わせながら実施



医療機関がオンライン診療を開始するまでの基本的な流れは、次の通りです。

①初診

診療を行う上で、医師と患者さんの信頼関係は不可欠であることから、オンライン診療は医師と患者さんの直接的な関係が成り立っていることが基本とされています。そのため、初診は原則として対面で行います。

②患者さんへの事前説明・合意取得

オンライン診療は、まず患者さんへの事前説明を行った上で、患者さんの希望によって実施することになります。オンライン診療では医師の得られる情報が限られるため、対面診療を組み合わせる必要があること、また、オンライン診療の都度、医学的観点から実施の可否を判断すること等を説明し、患者さんの合意を得ます。また、映像や音声等の保存の要否や保存端末等の取り決めも事前に明確にし、双方で合意しておきます。

③診療計画の作成

患者さんとの合意内容を含めて、具体的な診療内容やオンライン診療の頻度・タイミング、使用する情報通信機器、緊急時の対応等を記載した診療計画を作成します。

④オンライン診療の開始

適宜対面診療と組み合わせながら、オンライン診療を実施します。

なお、患者さんに重度の認知機能障害がある場合等は、患者さん本人に対する診察を基本としつつ、家族等の代理人と情報のやりとりや診療計画の合意等を行うことが認められています。

【1.医療機関】通信環境の整備

映像と音声でリアルタイムのコミュニケーションが可能な手段

基本的手段



使用ソフト

- ・オンライン診療システム
- ・汎用サービス（FaceTime、LINE）等

⇒実施機関の96%が
オンライン診療システムを使用
(日本オンライン診療研究会調査より)

補助的手段

※文字・写真・録画動画のみを用いてのやりとりは
オンライン診療として認められない



留意すべきこと

プライバシー保護

セキュリティリスク
対策

オンライン診療で用いる情報通信手段には、リアルタイムの視覚・聴覚情報が得られるものを採用することが条件です。メールやSNS、チャット等の文字や写真、録画動画はあくまで補助的手段として活用します。

具体的には、オンライン診療専用のシステムである「オンライン診療システム」や、オンライン診療に限らず広く使用されている「汎用サービス」（FaceTime、LINE等）等を使用します。

関係団体の調査によると、オンライン診療を実施している医師の96%はオンライン診療システムを導入しています。

診療の際は、患者さんのプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、セキュリティリスクを踏まえて下記のような対策を講じることが求められます。

◆主な対策

- ・セキュリティリスクと対策、責任の所在を患者さんに説明し、合意を得る
- ・OSやソフトウェア等を適宜アップデートし、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする
- ・医師、患者さんともに録音・録画・撮影等を同意なしに行わないことを確認する
- ・初診でオンライン診療を行う場合は、顔写真付き身分証明書で患者さんの本人確認を行う

【1.医療機関】オンライン診療の実施① ～診察の場所～

オンライン診療の実施場所



株式会社メディカル・リード

8

オンライン診療を実施する場所についても、規定されています。

◆医師の所在

必ずしも医療機関内で実施する必要はないとされていることから、医療機関以外の場所での診察も可能です。

ただし、診療録等により過去の患者さんの状態を把握することが可能な、医療機関内と同等の体制が求められています。

また、個人情報保護の観点から、物理的に外部から隔離された空間であることも条件となっており、公共の場で行うべきではないとされています。

この他、情報を得る上で妨げとなるような、騒音のある状況等も不適切とされています。また、同時に複数の患者さんを診療することは禁止されています。

◆患者の所在

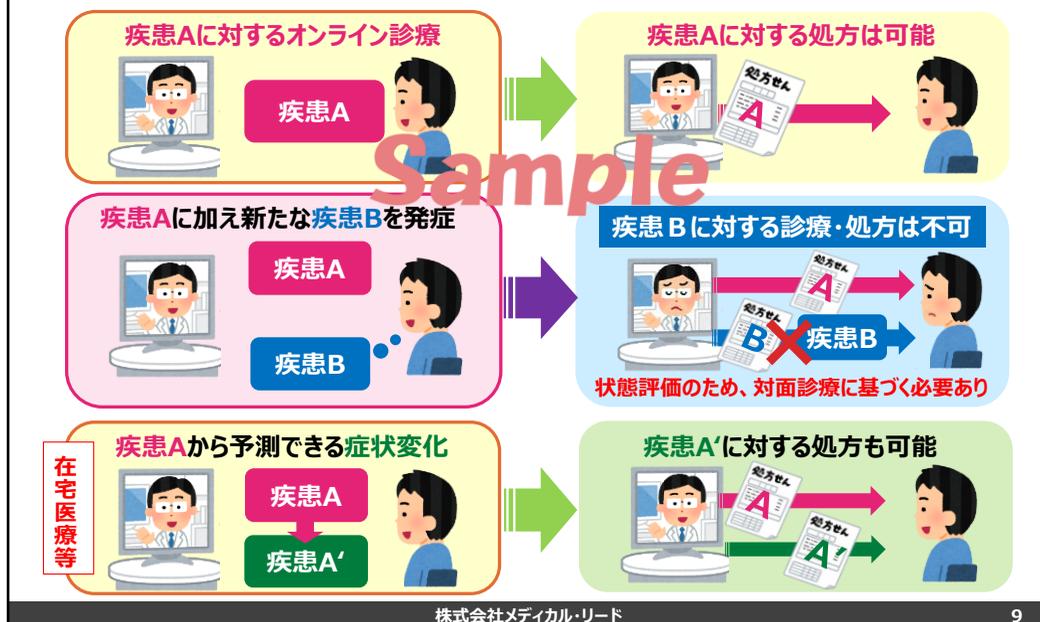
自宅や介護施設等の居宅等以外に、職場等で受診することも可能です。

医師に対しては、医療は医療提供施設又は患者さんの療養生活の場で提供することが義務付けられているため、オンライン診療でもこの規定に準じなければなりません。

ただし、現状ではオンライン診療に限らず患者さんや家族等の利便性を勘案して療養生活の場が判断されていることから、患者さんの勤務先等も医療を受ける場として認められています。

【1.医療機関】オンライン診療の実施② ～薬剤の処方～

オンライン診療で対応中の疾患に対する処方かどうかにより判断



オンライン診療による薬剤の処方は、オンライン診療で対応中の疾患の延長とされる症状に対するものに限り認められています。

例えば、既に疾患Aについてオンライン診療を行っている場合、疾患Aに関わる処方オンラインで可能です。

しかし、新たに疾患Bを発症した場合は、まずは対面診療で疾患Bに伴う患者さんの状態を十分に評価する必要があるため、原則としてオンラインでの処方を行うことはできません。

ただし、在宅医療や離島・へき地等、速やかな受診が困難である患者さんに限り、オンライン診療を行っている疾患でなくても、発症が容易に予測される症状の変化に対しては処方を行うことができます。この場合、症状の変化に対して処方する旨と対象疾患名をあらかじめ診療計画に記載しておく必要があります。

【1.医療機関】＜外来＞ガイドラインと診療報酬要件の比較

◆ガイドラインの規定と診療報酬の算定要件の比較



外来	項目	ガイドライン	診療報酬 (オンライン診療料)
	対象疾患	 規定なし	一部の疾患のみ 
	初診	不可*	不可*
	開始可能時期	再診1回目から	初診から4カ月目以降
	対面診療の頻度	規定なし	3カ月に1回
	診療場所（医師）	院内に限らない 	院内 
	処方範囲	同一疾患のみ*	同一疾患のみ*

*例外あり

株式会社メディカル・リード

11

オンラインでの診療は、ガイドラインの規定にのって行いますが、保険診療を行うためには、ガイドラインとは別に診療報酬の算定要件を満たす必要があります。

しかし、ガイドラインと診療報酬には規定が異なる部分もあり、注意が必要です。

まず、ガイドラインと外来において算定できる「オンライン診療料」を比較します。

原則として初診からのオンライン診療は不可であることや、処方できる薬の範囲は共通していますが、対象疾患やオンライン診療の開始可能時期、組み合わせる対面診療の頻度、オンライン診療の実施場所等の規定は異なります。

次のスライドから詳しく見ていきます。

【1.医療機関】診療報酬上の主な要件②

◆ガイドラインとの相違点

Sample

① オンライン診療の
開始時期

ガイドライン

規定なし



診療報酬

オンライン診療開始前の
直近3カ月間の
対面診療が必要

⇒最短でも初診から
4カ月後

② 対面診療の
頻度

ガイドライン

規定なし



診療報酬

3カ月間に一度も
対面診療を行っていない
場合は算定不可

⇒少なくとも
3カ月に1回対面診療

③ オンライン診療の
実施場所

ガイドライン

医師：院外でもOK
患者さん：自宅、職場等

診療報酬

医師は院内で行うこと
(患者さん規定はなし)



ガイドラインと診療報酬における規定（要件）の相違点は、下記の通りです。

① オンライン診療の開始時期

ガイドラインでは初診不可ということを除いて特に規定はありませんが、診療報酬の算定要件ではオンライン診療前に3カ月連続の対面診療を行うこととされているため、最短でも初診から3カ月経過しなければオンライン診療を行うことはできません。

② 対面診療の頻度

ガイドラインでも診療報酬でも、オンライン診療は対面診療と組み合わせて実施することが求められています。

しかし、ガイドラインでは対面診療の頻度やタイミングについての規定はない一方、診療報酬では3カ月間に一度も対面診療をしていない場合はオンライン診療の報酬は算定できません。そのため、少なくとも3カ月に1回、対面診療を行う必要があります。

③ オンライン診療の実施場所

ガイドラインの規定では、医師は必ずしも院内で行う必要はありませんが、診療報酬では院内とされています。

患者さんの受診場所については、ガイドラインで自宅・介護施設・職場等が認められています（診療報酬には規定なし）。

今回の内容

1.医療機関

- ・オンライン診療とは
- ・オンライン診療の目的と対応
- ・オンライン診療開始までの基本的な流れ
- ・通信環境の整備
- ・オンライン診療の実施①、②
- ・オンライン診療の原則と例外
- ・＜外来＞ガイドラインと診療報酬要件の比較
- ・診療報酬上の主な要件①～③
- ・＜在宅＞ガイドラインと診療報酬要件の比較

2.薬局

- ・オンライン服薬指導解禁の経緯と留意点
- ・オンライン服薬指導開始までの基本的な流れ
- ・ガイドラインと調剤報酬要件の比較

**3.新型コロナ
特例対応**

- ・医療機関への対応
- ・薬局への対応
- ・診療報酬要件と特例対応の比較

4.その他

- ・オンライン診療のメリットと課題

2つ目に、薬局におけるオンライン服薬指導について説明します。

【2.薬局】オンライン服薬指導解禁の経緯と留意点

解禁までの経緯



ガイドライン上の留意点

- 処方医がオンライン診療・訪問診療した際に交付した処方箋が対象
- 対面で服薬指導を行ったことのある処方箋と同一内容or後発医薬品への変更
- 原則、対面で服薬指導を行ったことのある薬剤師が行う
- 処方医との連絡体制等、緊急時等の体制を確保・整備する



まず、オンライン服薬指導解禁までの経緯と厚生労働省から発出された運用に関する通知（以下、ガイドライン）の内容を紹介します。

◆解禁までの経緯

オンライン服薬指導は、2019年12月に公布された改正薬機法において解禁されました。前年の2018年に、前述のオンライン診療のガイドラインが発出されていたため、これに続く形となったもので、2020年9月から実施可能となります。

これに伴い、2020年度診療報酬改定では、オンライン服薬指導の点数である「薬剤服用歴管理指導料4」「在宅患者オンライン服薬指導料（在宅患者訪問薬剤管理指導料）」が新設されました。

◆ガイドライン上の留意点

対象となるのは、処方医がオンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋で、対面で服薬指導を行ったことのあるものと同一内容、もしくは後発医薬品への変更を行った薬剤に限られます（オンライン診療と訪問診療を組み合わせている場合は、訪問診療時の処方箋のみ）。原則として、患者さんに服薬指導を行ったことのある薬剤師が、対面指導と組み合わせて行うこととされていますが、やむを得ない場合は、同じ薬局の薬剤師が行うことも可能です。

この他、緊急時等に対応するための処方医との連絡体制の確保や、オンライン服薬指導を中止した際に速やかに対面服薬指導に切り替えられる体制の整備等が求められています。

今回の内容

1.医療機関

- ・オンライン診療とは
- ・オンライン診療の目的と対応
- ・オンライン診療開始までの基本的な流れ
- ・通信環境の整備
- ・オンライン診療の実施①、②
- ・オンライン診療の原則と例外
- ・＜外来＞ガイドラインと診療報酬要件の比較
- ・診療報酬上の主な要件①～③
- ・＜在宅＞ガイドラインと診療報酬要件の比較

2.薬局

- ・オンライン服薬指導解禁の経緯と留意点
- ・オンライン服薬指導開始までの基本的な流れ
- ・ガイドラインと調剤報酬要件の比較

3.新型コロナ 特例対応

- ・医療機関への対応
- ・薬局への対応
- ・診療報酬要件と特例対応の比較

4.その他

- ・オンライン診療のメリットと課題

3つ目に、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響による、オンライン診療の特例対応について説明します。

まずは、医療機関への対応です。

【3.新型コロナ特例対応】医療機関への対応

時限的・特例的なオンライン診療の取り扱い

- ①疾患にかかわらず
初診からの
オンライン診療が可能に



- ②オンライン診療に関する
研修の受講義務を撤廃



- ③再診料等の算定回数に
占めるオンライン診療料
の割合規定を撤廃



Sample

処方箋の取り扱い

患者さんの希望する薬局にFAX等で処方箋を送信

備考欄に「0410対応」と記載



2020年4月10日、新型コロナの感染が拡大する中、院内感染の防止や医療機関の受診が困難であることを踏まえて、厚生労働省は非常時の対応としてオンライン診療の規定を時限的・特例的に下記のように見直す事務連絡を发出了しました。

①全疾患に対して初診から可能

全ての疾患に対して初診からオンライン診療が可能になりました。初診の場合は「初診料（214点）」を算定し、乳幼児加算や時間外加算等も要件を満たしていれば算定が可能です。

②研修受講義務を撤廃

オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省指定の研修を受講する義務がありますが、特例対応においては未受講の医師でもオンライン診療の実施が可能とされました。

③算定回数の規定を撤廃

「オンライン診療料」は「再診料」等の合計算定回数に占める割合が10%以下の場合しか算定ができないとする割合規定が一時的に非適用となりました。

◆運用について

オンライン診療による初診は、医師が医学的にオンライン診療による診断や処方が可能と判断した範囲内に限られ、患者さんに対してオンライン診療によって生ずる恐れのある不利益、急病急変時の対応方針等について、十分な情報を提供した上で実施します。

また、麻薬や向精神薬、ハイリスク薬等の処方できません。

処方については、患者さんが薬局のオンライン服薬指導を希望した場合は、希望の薬局に処方箋をFAX等で送信します。その際、処方箋備考欄には事務連絡の発出された日付から取った「0410対応」と記載します。院内処方の際は、医療機関から直接配送等で受け渡します。

今回のポイント

Sample

①ガイドラインの規定と診療報酬の要件に違いあり

②2020年9月からオンライン服薬指導が可能に

③新型コロナ特例対応として実施要件を緩和

①ガイドラインの規定と診療報酬の要件に違いあり

オンライン診療を実施するに当たり遵守すべきガイドラインと、保険診療を行うための診療報酬では、規定や要件に差異があります。

原則として初診は対面診療であることや薬剤の処方範囲は共通していますが、診療報酬では対象疾患や対面診療の頻度等についてガイドラインよりも厳しい要件が定められているため、新型コロナ特例対応を除けば、実施医療機関はまだまだ限定されています。ただ、ICTの利活用は今後とも推進されるため、改定ごとに対象疾患の拡大や報酬の充実が図られる可能性が高いと考えられます。

②2020年9月からオンライン服薬指導が可能に

2019年に薬機法改正によりオンライン服薬指導が解禁されました。対象は、オンライン診療又は訪問診療を行った際に医師が交付した処方箋で、同一内容の処方箋を対面で指導したことがあること等が条件となっています。2020年9月からの実施に向けて、2020年度診療報酬改定でもオンライン服薬指導に関する点数が新設されています。

運用に関しては、オンライン診療と同様の方針がガイドライン（厚生労働省通知）で定められています。

③新型コロナ特例対応として実施要件を緩和

新型コロナの流行に伴い、感染拡大防止のため、時限的・特例的にオンライン診療とオンライン服薬指導の要件の一部が撤廃されました。

具体的には、初診からオンライン診療が可能になるなど、柔軟に活用できるようになっています。